

令和5年4月1日

障害幼児一時保育の受入れについて

新宿区立子ども総合センター
発達支援コーナー「あいあい」

障害幼児の一時保育の利用について、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」上の5類感染症に位置づけられることに伴い、現在実施している障害幼児一時保育の利用制限を終了し、下記のとおり通常期の対応を再開します。

なお、今後も感染予防のための対応は継続してまいります。ご利用に際しては、引き続きご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

また、所内で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合、及び、近隣で感染が拡大している際には、国や保健所の指示にしたがい、対応を変更することがあります。あらかじめご了承ください。

記

通常期の対応開始：令和5年5月8日（月）の利用分から

	現行：利用制限 （コロナ禍対応）	R5.5.8以降 通常期の受入れ
1日の利用人数	1人 *消毒換気の時間を確保できれば2人目の利用は可能	2人
1人の利用可能時間	4時間まで	最長8時間
1か月の利用回数	3回まで、ただし、空きがある時には3回を超えて利用することができます。（従来通り）	

<感染予防への対応>

- 利用前に検温をお願いします。
- 発熱、咳、鼻水など風邪の症状があるときは、利用できません。
- 入室前にトイレで手洗いをすませてから保育室へ入室してください。
- 保護者の方も、マスクの着用、手指の消毒等をお願いします。
- 室内は常に換気をしています。衣服等で調節できるようご配慮ください。
- 2名同時に利用する際は、飲食は別室で行います。



【お問い合わせ先】
子ども総合センター「あいあい」
03-3232-0679